

令和5年度に改良・維持修繕を坂町が担当する県道の路線

道路改良事業関係【担当窓口：坂町建設部産業建設課建設係 TEL082-820-1512】

対象路線 【路線名()内は路線番号】	工事箇所
—	—

※令和5年度の事業予定箇所については、工事箇所欄に箇所名を記載している。

維持修繕関係【担当窓口：坂町建設部産業建設課建設係 TEL082-820-1512】

対象路線 【路線名()内は路線番号】	備考
一般県道 (275)坂小屋浦線	

※ 維持修繕関係の移譲事務の内容

○ 道路施設等維持	
・ 小規模な舗装補修	路面の穴ぼこ等の補修
・ 崩壊土砂撤去	小規模な崩壊土砂の撤去
・ 陰切、倒木処理	陰切、倒木の撤去
・ 動物死骸処理	動物死骸の撤去
・ 油漏れ事故の対応	交通事故に伴う路面のスリップ防止
・ 除草対策	道路法面の除草、張りコンクリート
・ 側溝清掃	側溝に溜まった土砂の撤去
・ 路面清掃	道路面の土砂等の撤去
・ 植栽管理	道路植栽の剪定、施肥、灌水等
・ 道路排水構造物の補修等	側溝等の小規模な補修
・ 凍結防止剤(置塩)の設置	凍結箇所に凍結防止剤の設置
・ 交通止めを伴う応急措置	崩壊土砂の撤去やバリケード等の安全対策
・ 道路照明維持	電球の交換、器具の修繕等
・ その他	上記以外の道路維持補修
・ 道路構造物維持	側溝、擁壁等の補修
・ 付属物維持	ガードレール等道路付属物の補修
○ 交通安全施設整備(二種)	ガードレール等の新設、道路標識の新設・取替え、 反射鏡の新設・取替え、区画線・道路標示の塗替え・引き直し

令和5年度に改良・維持修繕を坂町が担当する河川

河川改良及び維持修繕関係【担当窓口：坂町建設部産業建設課建設係 TEL082-820-1512】

対象河川	備考
二級河川 総頭川	

※ 河川改良及び維持修繕関係の移譲事務の内容

○ 河川維持修繕工事	
・ 河道浚渫(堆積土除去)工事、護岸修繕(護岸嵩上げ工、護岸根継工)	
○ 河川改良工事	
・ 護岸新設又は改築工事(但し、現況河道内に限る。)	

令和5年度に維持修繕を坂町が担当する急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜維持修繕関係【担当窓口：坂町建設部産業建設課建設係 TEL082-820-1512】

対象急傾斜(区域)	備考
町内に存する県管理の急傾斜地崩壊防止施設	
町内の急傾斜地崩壊危険区域	

※ 維持修繕関係の移譲事務の内容

- 急傾斜維持修繕
 - ・ 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕
 - ・ 標識の維持修繕